# 厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則 （平成十五年厚生労働省令第五十八号）

#### 第一条

削除

#### 第二条（法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準）

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十八条第五項の規定により行うことができる広告は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第二項第一号から第三号まで並びに医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の九各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合するとともに、その内容が虚偽にわたってはならないものとする。

#### 第三条（狂犬病予防法施行規則を適用する場合の読替え等）

法別表第十三号の市町村による狂犬病予防員任命事業についての狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二項」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六中「都道府県名」とあるのは「市町村名」とする。

##### ２

前項の場合において、狂犬病予防法施行規則別記様式第一は、別記様式のとおりとする。

#### 第四条（特別養護老人ホームの設置認可の申請）

法第三十条第一項の規定による認可を受けようとする選定事業者である法人（法第三十条第一項に規定する選定事業者である法人をいう。）は、老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第二条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び資産の状況を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、申請者の登記事項証明書及び法第三十条第二項各号に掲げる基準によって当該申請を審査するために都道府県知事が必要と認める書類を添えなければならない。

#### 第五条（社会保険労務士の認定要件）

法第三十一条第一項各号列記以外の部分の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

* 一  
  社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条に規定する事務を行うための事務所を設けてから三年以上経過していること。
* 二  
  社会保険労務士法第二十五条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

#### 第六条（法第三十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態）

法第三十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態は、認定を受けようとする構造改革特別区域における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該構造改革特別区域が法第三十一条第一項第一号に規定する状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態とする。

# 附　則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三一号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一二月二五日厚生労働省令第一七八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。  
ただし、第二条及び附則第五条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第八五号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年四月三〇日厚生労働省令第九七号）

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

# 附則（平成一六年九月三〇日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一五日厚生労働省令第一六六号）

この省令は、平成十六年十二月十七日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二二日厚生労働省令第一七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年九月二六日厚生労働省令第一四六号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

# 附則（平成一八年五月二三日厚生労働省令第一二一号）

この省令は、平成十八年五月二十四日から施行する。

# 附則（平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三四号）

##### １

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

# 附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成三〇年五月八日厚生労働省令第六六号）

この省令は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

# 附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

##### ２

旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年一二月二四日厚生労働省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の規定は、令和元年十二月六日から適用する。

# 附則（令和二年三月三一日厚生労働省令第六四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和二年七月一日から施行する。